

ヒアリ生息地からの輸入品を扱う事業者の皆様へのご協力をお願い

ヒアリは、平成 29 年 6 月に国内で初めて確認されて以降、現在までに 14 都道府県で 45 事例が確認されており、わが国への侵入及び定着が懸念されています。45 事例のうち、国内への移入経路が確認されたものの多くは、中国を出港又は経由したコンテナに由来するものでした。

わが国へのヒアリの侵入を防ぐため、ヒアリ生息地（中国、台湾等）を出港又は経由するコンテナについて、安全面を考慮の上、可能な範囲で下記の対策にご協力をお願いします。

1. 荷物積み込み時、出荷時

● 空コンテナ受け取り時の確認

空コンテナ受け取り時に内部の確認をしてください。

ヒアリは、コンテナが野外の土の地面に置かれている間に侵入するものと推察されます。また、腐食した床材内で営巣することが可能なことが確認されています（注 1）。このため、空コンテナ受け取り時に床板の腐食の有無や、清掃状態、メンテナンス状態等、コンテナ内部の確認をしてください。

（注 1）環境省平成 29 年 7 月 13 日付報道発表資料

<http://www.env.go.jp/press/104340.html>

● コンテナの積み込み前の確認

積荷を積み込む前に、ヒアリと疑われるアリ類が侵入していないことを確認してください。

まずは目視で、空のコンテナの外部及び内部（それぞれの上面、側面、床面）を確認してください。

内部は、特に四隅や、側面と床面の接合部を重点的にチェックしてください。

コンテナ内にヒアリの集団が隠れている場合には、木槌で四隅を軽くたたき、床板を踏みならす等、コンテナに振動を与えると、ヒアリが目視可能な場所に出てきて、確認できる場合があります。作業に際しては長袖や厚手のゴム手袋を着用するなど、ヒアリに刺されないよう十分注意してください。

※ヒアリと疑われるアリ類が確認された場合

ヒアリと疑われるアリ類が確認された場合は、そのコンテナは使用しないでください。使用する場合は、事前に十分な駆除が必要です。

- **積荷の確認**

コンテナへの搬入の際は、搬入前に、積荷にヒアリと疑われるアリ類が付着していないことを確認してください。

ヒアリ生息地周辺で、積荷が野外に留置されていた場合は、表面だけでなく積荷の隙間に潜り込んでいないか等、十分に確認してください。

梱包材にヒアリが付着していた事例が発生していますので、荷物を梱包する段ボール、木枠等についても同様に注意が必要です（注 2）。

（注 2）環境省平成 29 年 11 月 9 日付報道発表資料

<http://www.env.go.jp/press/104794.html>

2. コンテナヤード等における確認

- **荷揚げされたコンテナの確認**

コンテナヤードに荷揚げされたコンテナにヒアリと疑われるアリ類が付着していないことを確認してください。

目視により、コンテナの外部（上面、側面）にアリ類が付着していないか、安全に点検出来る範囲で確認してください。

3. コンテナ開封時等における確認

- **開封・積荷搬出時のコンテナの確認**

コンテナ開封時及び積荷搬出時に、ヒアリと疑われるアリ類がいないことを確認してください。

コンテナ開封の際には、あらためてコンテナの外部（上面、側面）にアリ類が付着していないか確認してください。その後、コンテナを開封し、目視にて観察できる範囲にアリ類がいないか内部を確認します。

積荷を搬出する際には、アリ類が積荷やコンテナ内部（上面・側面・床面）に付着していないことを確認しながら行います。

- **積荷搬出後の確認**

搬出した積荷（梱包材も含む）と、空になったコンテナを確認してください。

コンテナから搬出した積荷や、荷物を梱包する段ボール、木枠等についても、目視によりアリ類の付着がないか確認します。

空になったコンテナも確認します。

まずは目視で、内部（上面、側面、床面）を確認します。特に四隅や、側面と床面の接合部を重点的にチェックします。

コンテナ内にヒアリの集団が隠れている場合、木槌で四隅を軽くたたき、床板を踏みならす等、コンテナに振動を与えると、ヒアリが目視可能な場所に出てきて、確認できる場合があります。作業に際しては長袖や厚手のゴム手袋を着用するなど、ヒアリに刺されないよう十分注意してください。

※ヒアリと疑われるアリ類が発見された場合

ヒアリと疑われるアリ類が発見された場合、まずは刺激を避けつつ、コンテナのどの箇所にもどの程度の生存個体がいるか等、状況を確認してください。

多数の生存個体の集団がいる（予想される）場合は、コンテナの扉を閉めて逃げ出さないよう静置してください。そのうえで、関係機関（環境省地方環境事務所、地方公共団体、港湾管理者等）に速やかに連絡し、取り扱いについて相談してください。可能であれば、強粘着の布ガムテープでコンテナの目張りをするなど、アリが逃げ出さないよう対応してください。

アリ類が少数しかおらず、逃げ出す恐れのない場合は、市販のスプレー式殺虫剤等でその場で駆除してください。

詳しくは、環境省の「ヒアリの防除に関する基本的考え方 Ver.2.0」の P.13～16 を参照して下さい。

https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/file/hiariboujo_Ver.2.0.pdf

4. 疑わしいアリ類の扱いについて

ヒアリの同定は専門家でないと難しく、疑わしいアリがヒアリであると同定されるまでには一定の時間（数日程度）がかかります。このため、業務や日常生活に支障がある場合は、ヒアリと同定される前であっても、一般的な衛生害虫（普通のアリ、ゴキブリ、ダニ等）と同様に考え、可能であれば見つけた人がスプレー式殺虫剤で駆除します。駆除する際には、周囲にほかに疑わしいアリがいないかを十分確認した上で、そのアリに刺されないよう注意し、またその殺虫剤の定められた使用方法に従って、対応します。

ただし、疑わしいアリが多数いる場合や、少数でも、駆除することにより人体への危険が生じたり、アリが逃げ出してしまいそうな時は、環境省や地方公共団体、事業者、施設管理者等が連携して対応に当たるので、まずは関係機関に連絡してください。

5. 外来生物法について

ヒアリは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）により「特定外来生物」に指定されています。特定外来生物は、輸入や国内での移動等が禁止されています。このため、輸入港や輸送先、コンテナ置き場等でヒアリが発見された場合、完全に駆除したことが確認されなければ、コンテナや荷物の移動は認められません。

外来生物法及び特定外来生物については、詳しくは環境省のホームページをご覧ください。

外来生物法：<http://www.env.go.jp/nature/intro/1law/index.html>

特定外来生物一覧：<http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html>

6. その他参考情報

○ 環境省

特定外来生物ヒアリに関する情報

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/hiari.html>

○ 神戸市

荷物積み出し時等における留意事項

http://www.city.kobe.lg.jp/information/committee/environment/alian_species/manual.html

○ 連絡先

地方環境事務所連絡先

<https://www.env.go.jp/nature/intro/reo.html>

都道府県等関係機関連絡先

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/fireant/renrakusaki0911.pdf>